

【令和4年3月改訂版】

岩内町公共施設等総合管理計画

2016年（平成28年）12月策定

2018年（平成30年）4月改訂

2022年（令和4年）3月改訂



—目次—

第1章 計画の目的等	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 対象施設	3
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	4
1 公共施設等の状況	4
2 人口の見通し	15
3 財政の状況	16
4 公共施設等に係る経費の見込み	18
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	22
1 計画期間	22
2 取組体制の構築及び情報管理・共有方策	22
3 現状や課題に関する基本認識	22
4 公共施設の管理の数値目標	24
5 公共施設等の管理に関する基本方針	25
6 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	26
7 フォローアップの実施方針	29
8 地方公会計の活用	29
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	30
1 公共施設に関する基本方針	30
2 インフラ施設に関する基本方針	33

第1章 計画の目的等

1 計画の目的

本町は、公営住宅や学校など昭和40年代から50年代に整備した公共施設（建築物）が非常に多く、完成後30年以上経過していることから、老朽化が進行しています。こうした公共施設は今後、大規模改修や建替事業を行わなければ、更に老朽化が進行し、安心した施設利用が危惧される中、人口減少が進み厳しい財政状況下においては、全ての公共施設を維持・更新することが難しい状況にあります。

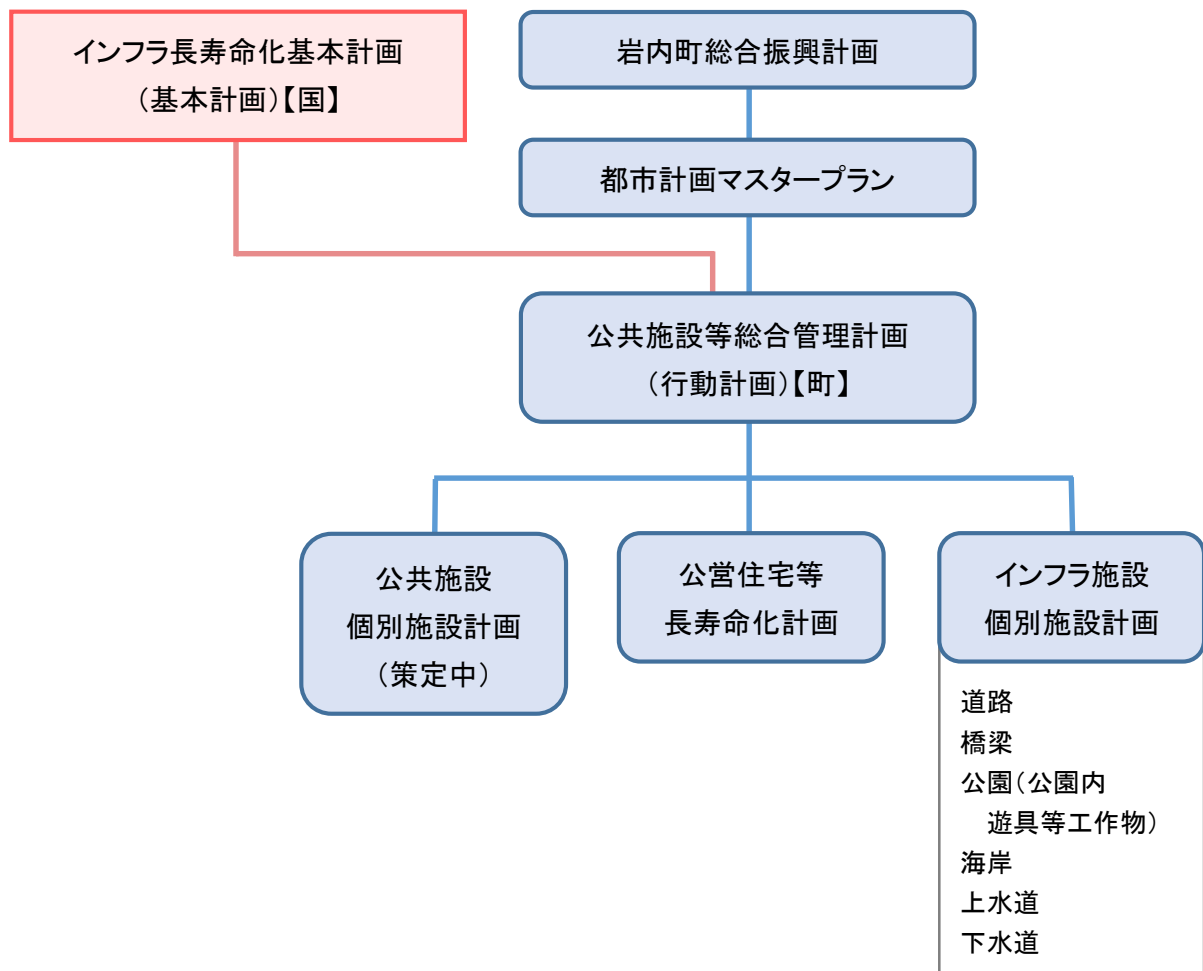
これは、本町に限らず、全国他の自治体においても同様の問題を抱えており、国においては、インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への転換が課題であるとの認識のもと、公共施設等に求められる安全と機能を今後も確保していくための支援を実施していくこととしています。

このため、本町における公共施設等の適切な規模とあり方を検討し、公共施設等のマネジメントを徹底することにより、公共施設等の機能を維持しつつ、可能な限り次世代に負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の最適な配置を実現するために、「公共施設等総合管理計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体に対し策定を要請された「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当する計画です。

本計画は、「岩内町総合振興計画」を最上位計画に位置づけ、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画の基本方針を全庁的な取り組みとしたうえで、公共施設等の維持、保全等の管理を実施するための方向性を定めています。



3 対象施設

本計画の対象としている施設は、本町が所有する全ての公共施設及びインフラ施設であり、次のとおり用途別に分類しています。

■対象施設の分類

施設分類	用途分類		主な施設
公共施設	12分類	庁舎等	役場庁舎
		福祉関連施設	老人福祉センター、保健センター デイサービスセンター
		子育て支援施設	東山保育所、中央保育所、西保育所
		産業関連施設	地場産業サポートセンター 深層水取水ポンプ室 ガイドセンターたら丸館 ほか
		公営住宅	東山団地、大浜団地、栄団地 ほか
		学校	東小学校、西小学校 第一中学校、第二中学校
		教員住宅	
		社会教育施設	郷土館、岩内地方文化センター 木田金次郎美術館
		体育施設	パークゴルフ場管理棟 町民プール、町民体育館 ほか
		公園（公園内建物）	オートキャンプ場センターハウス 運動公園管理棟 含翠園附属建物 ほか
		集会所等	地域交流センター、働く婦人の家 東山集会所 ほか
		その他の施設	霊苑、マリンスポットさわやかトイレ 旧勤労青少年ホーム ほか
インフラ施設	8分類	道路 橋梁 公園（公園内遊具等工作物） 河川 港湾 海岸 上水道 下水道	

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等の状況

(1) 公共施設の保有状況

本町ではこれまでに行政需要の増大に応じて、小中学校、庁舎、公営住宅などの公共施設の整備を進めてきました。

令和2年度末現在で、本町の公共施設の延床面積は全体で154,599㎡となっています。このうち、分類別の延床面積では、公営住宅の割合が最も多く全体の56.9%を占め、次いで学校が17.1%となっています。

町民1人当たりの延床面積は13.3㎡で、人口1万人から3万人までの自治体の全国平均の5.2㎡との比較では約2.6倍となっています。

これまでの年度別の公共施設の建築状況は、年度別及び分類別建築状況のとおりです。

ここで重要なのが耐震化への対応状況についてです。旧耐震基準とは1981年（昭和56年）5月31日までの建築確認で適用された基準をいいます。これに対して、その翌日以降に適用されている基準を「新耐震基準」といいます。

旧耐震基準は、震度5強程度までの揺れは建物が倒壊せず、破損したとしても補修することで復旧が可能な構造基準として設定されています。技術的には、建物自重の20%の地震力を加えた場合に、構造部材に生じる応力が構造材料の許容応用力以下であるかどうかで判断されます。なお、新耐震基準は、震度6強～7程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されています。

本町におきましても、大地震による建築物の倒壊やこれらに起因する被害を未然に防止するために平成20年3月に耐震改修促進法に基づき「岩内町耐震改修促進計画」を策定し、公共施設の耐震改修等を進めてきたところであります。

本町の公共施設のうち、旧耐震基準が適用されていた時期に建築された施設は73,435㎡で全体の47.5%であり、新耐震基準の適用後に建築された施設は81,164㎡で52.5%となっています。旧耐震基準の建築物のうち40,096㎡（54.6%）が既に耐震改修等を行っておりますが、今後も維持していく公共施設で耐震改修等が未実施なものについては、早期の検討が必要です。

また、一般的に建物の大規模改修を行う目安とされる築30年以上を経過した建築物の延床面積は97,707㎡と全体の63.2%を占めており、老朽化が進行しています。これらの施設については、今後長寿命化のための大規模改修や建て替えの検討が必要になってきます。

次に、地区別の配置状況をみると、東山地区に全体の26.7%が集中し、次いで、野束地区の19.2%となっています。これは、公営住宅を集中的に当該地区へ建築してきたことが要因となっています。

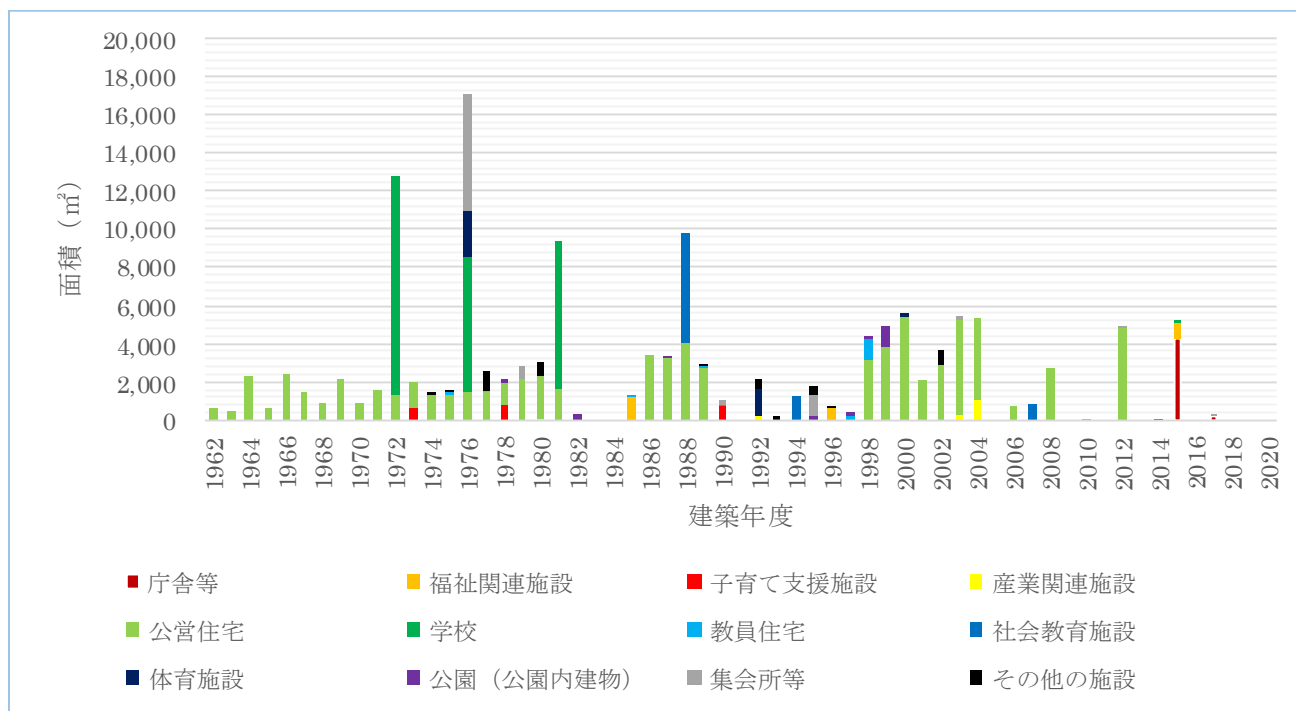
■分類別の延床面積

分 類	延床面積 (㎡)	町民 1 人当たり面積 (㎡)	割合 (%)
庁舎等	4,475	0.4	2.9
福祉関連施設	2,632	0.2	1.7
子育て支援施設	2,227	0.2	1.5
産業関連施設	1,773	0.2	1.1
公営住宅	87,919	7.4	56.9
学校	26,451	2.3	17.1
教員住宅	1,898	0.2	1.3
社会教育施設	7,900	0.7	5.1
体育施設	4,026	0.3	2.6
公園（公園内建物）	2,262	0.2	1.4
集会所等	8,833	0.8	5.7
その他の施設	4,203	0.4	2.7
合計	154,599	13.3	100.0

※公有財産台帳および固定資産台帳より集計

※岩内町人口 11,648人（令和2年国勢調査人口）

■年度別及び分類別建築状況



※公有財産台帳および固定資産台帳より集計

■地区別の配置状況

地区名	延床面積 (㎡)	割 合 (%)
東山	41,249	26.7
大浜	5,072	3.3
万代	8,017	5.2
栄	9,195	5.9
高台	17,524	11.3
御崎	266	0.2
清住	2,221	1.4
相生	10,957	7.1
宮園	29,078	18.8
野束	29,738	19.2
敷島内	572	0.4
共和町	710	0.5
合計	154,599	100.0

※公有財産台帳および固定資産台帳より集計

(2) インフラ施設の保有状況

社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として、日常の交通機能等とともに防災対策としても重要な役割を担っているインフラ施設の令和2年度末現在の状況は次のとおりです。

①道路

本町が所有し、管理する道路は総延長 122.547km、面積は 1,364.721km² となっています。

②橋梁

本町が所有し、管理する橋梁は 33 橋、延長 430.45m、面積は 4,316 km² となっています。

③公園

本町が所有し、管理する公園は 24 か所、面積は 444,912 m²となっています。

④河川

本町が管理する河川は 29 河川、103.3km となっています。

⑤港湾

本町が国から管理委託を受けている港湾施設は 70 施設、本町が所有し、管理する港湾施設は 37 施設となっています。

⑥海岸

本町が所有し、管理する海岸保全施設は 1 施設となっています。

⑦上水道

上水道の管路については以下の表のとおりです。

種 別	延長 (m)
導水管	3,412
送水管	3,101
配水管	112,822
合 計	119,335

そのほか、上水道施設は水源地(2 か所)、浄水場(2 施設)、ポンプ場(1 施設)、配水池(1 施設)となっています。

⑧下水道

下水道の管路については以下の表のとおりです。

種 別	延長 (m)
コンクリート管	10,074
塩ビ管	65,129
その他	601
合 計	75,804

そのほか、下水道施設は岩内・共和下水道管理センター(1 施設)となっています。

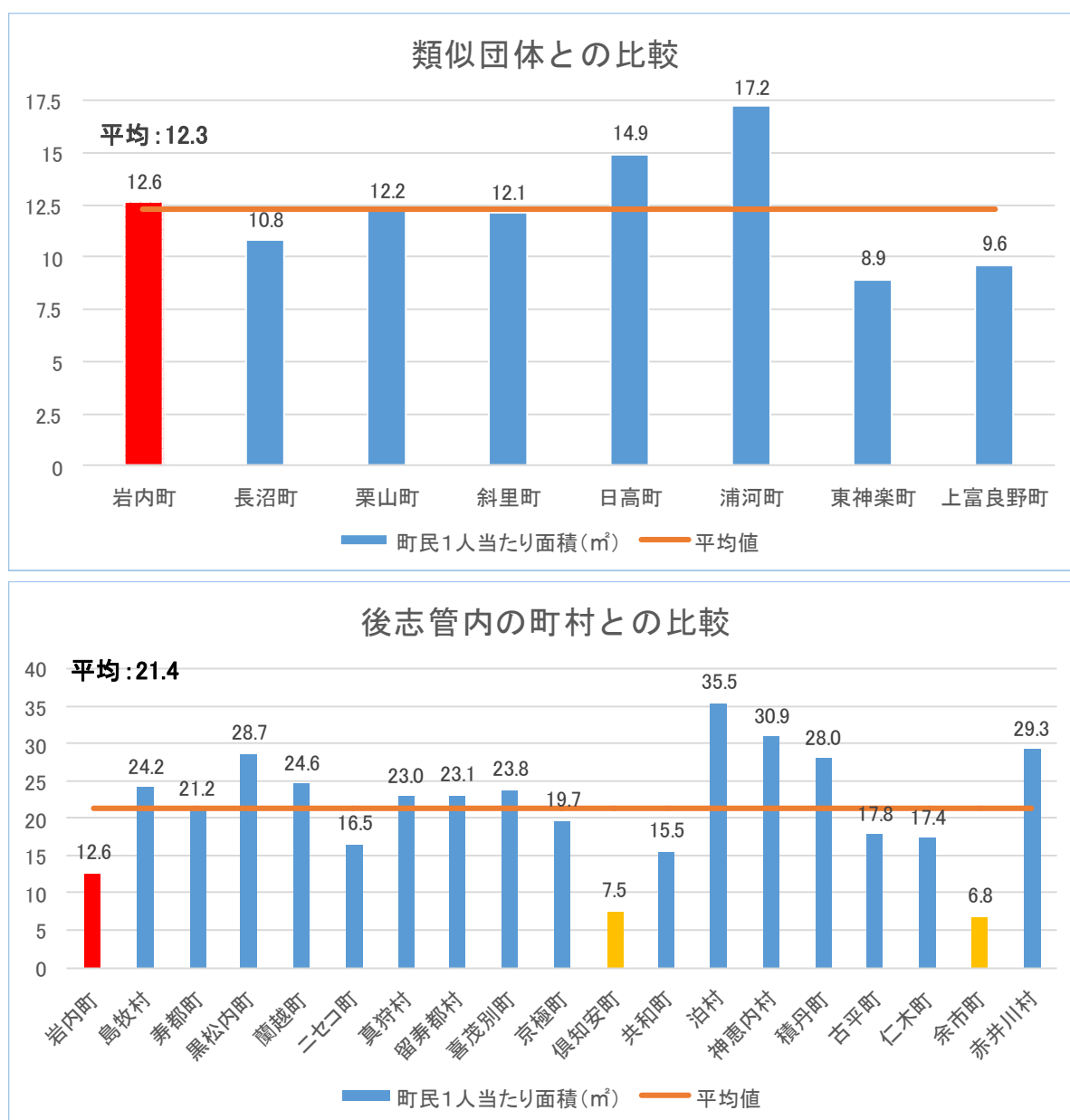
（３）公共施設の数量適正規模

北海道内の人口規模が類似している団体及び後志管内の町村と比較した町民１人当たり延床面積は次のとおりです。

類似団体との比較では、本町は８町の平均値 12.3 ㎡よりやや多い値となっており、最も値の低い東神楽町との差は 3.7 ㎡となっています。

後志管内の町村との比較では、本町は 19 町村の平均 21.4 ㎡より少ない値となっていますが、人口規模の近い倶知安町や余市町と比較すると、高い値となっています。

■類似団体及び後志管内町村との比較



※公共施設状況調査（令和元年度）を基に比較

（４）公共施設保有量の推移

公共施設の保有量は、分類別の延床面積でみると、本計画の策定以降のこれまでの取り組みを受けて次のとおり推移しています。

■分類別の延床面積の推移

（単位：㎡）

分 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
庁舎等	4,276	4,276	4,475	4,475	4,475	4,475
福祉関連施設	2,632	2,632	2,632	2,632	2,632	2,632
子育て支援施設	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
産業関連施設	1,773	1,773	1,773	1,773	1,773	1,773
公営住宅	98,665	97,827	96,646	94,264	92,993	87,919
学校	26,451	26,451	26,451	26,451	26,451	26,451
教員住宅	2,176	2,176	1,977	1,898	1,898	1,898
社会教育施設	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900
体育施設	5,290	3,980	3,980	3,980	4,026	4,026
公園 （公園内建物）	2,262	2,262	2,262	2,262	2,262	2,262
集会所等	9,054	9,054	9,001	9,001	9,001	8,833
その他の施設	4,370	4,300	4,598	4,440	4,203	4,203
合 計	167,076	164,858	163,922	161,303	159,841	154,599

※各年度決算書のうち財産に関する調書より集計

（５）公共施設の老朽化の状況

公共施設の老朽化率は次の計算式で表すことができ、用途分類ごとの老朽化率は次のとおりです。

老朽化率は100%に近いほど老朽化が進んでいると言えます。なお、この老朽化率は、長寿命化工事による使用期間の延長効果が数字に反映されないことから、施設の老朽度合や、施設の安全性の低さを直接的に示すものではありません。

$$\text{老朽化率（有形固定資産減価償却率）} = \text{減価償却※累計額} \div \text{取得価額}$$

公共施設における老朽化率は全体で67.8%となっています。（令和2年度末現在）

分類ごとに着目すると、最も老朽化が進んでいる施設は学校であり、次いで集会所等、子育て支援施設となっています。

※減価償却

時間の経過や使用により価値が減少する固定資産について、取得費用をその資産の使用できる期間にわたって費用配分していく会計処理の方法

■分類別の老朽化率

分 類	減価償却累計額 (千円)	取得価額 (千円)	老朽化率 (%)
庁舎等	183,763	1,630,372	11.3
福祉関連施設	495,143	831,991	59.5
子育て支援施設	395,907	474,072	83.5
産業関連施設	303,668	722,764	42.0
公営住宅	6,682,051	10,713,063	62.4
学校	5,643,117	6,341,020	89.0
教員住宅	167,169	263,232	63.5
社会教育施設	1,593,416	2,589,035	61.5
体育施設	819,419	1,046,707	78.3
公園（公園内建物）	392,917	587,984	66.8
集会所等	1,798,921	2,104,033	85.5
その他の施設	750,305	1,043,092	71.9
合 計	19,225,796	28,347,365	67.8

※公有財産台帳及び固定資産台帳より集計

（６）有形固定資産減価償却率の推移

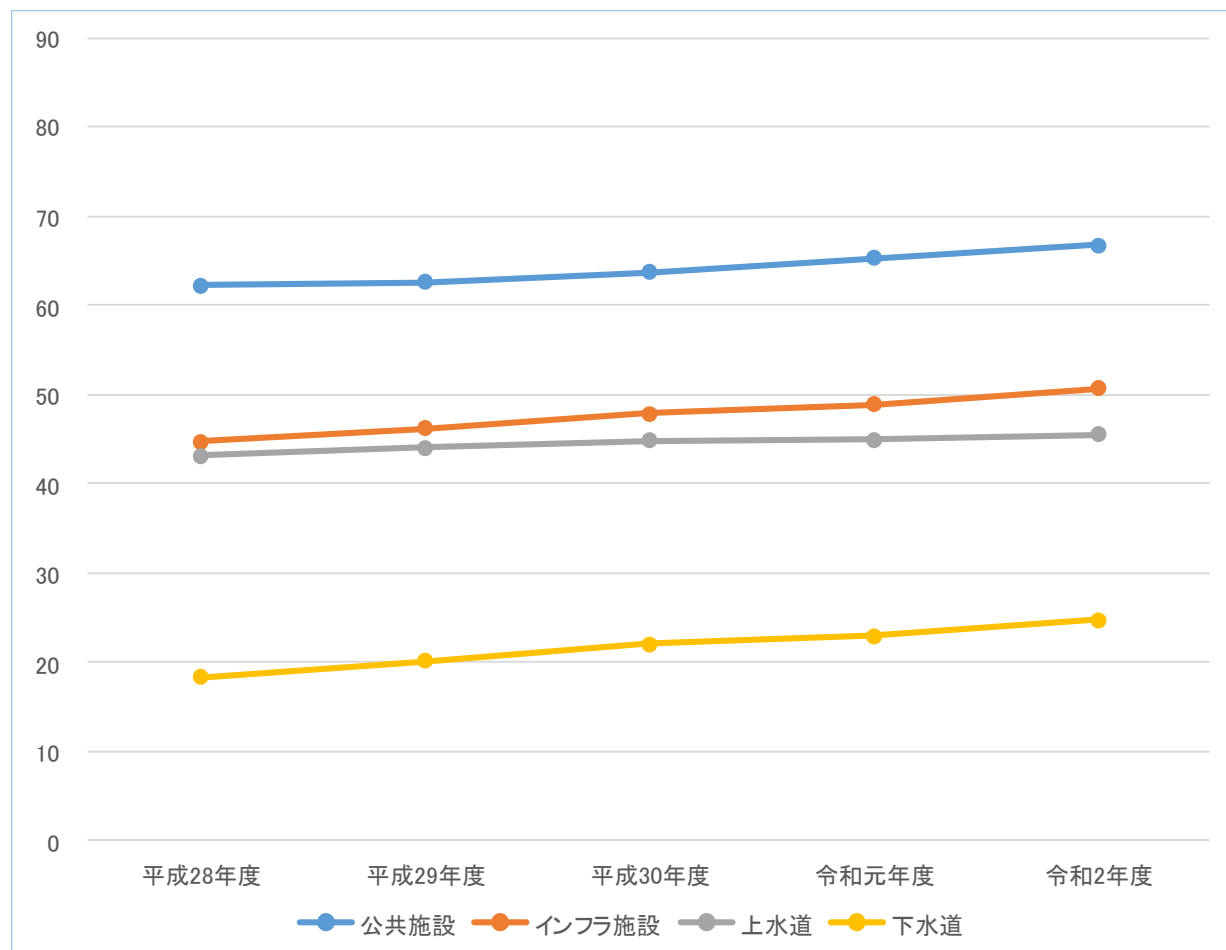
「（５）公共施設の老朽化の状況」で示した施設分類別の有形固定資産減価償却率の推移は次のとおりです。

全ての施設分類にて、毎年増加の傾向にあり、その中でも公共施設は令和２年度末で約 67%と高い値となっています。主な要因としては、小中学校や公営住宅の多くが昭和 40 年代から 50 年代に集中して整備されたことなど、公共施設の約 6 割が築 30 年以上経過している状況にあるからです。

今後も全ての分類で上昇が見込まれるため、将来に向けて更新や用途廃止、長寿命化などの検討が必要です。

■有形固定資産減価償却率の推移

（単位：％）



※公共施設及びインフラ施設は各年度地方公会計財務諸表より集計

※上水道及び下水道は各年度決算状況調査より集計

(7) 公共施設の利用状況

本町の公共施設のうち、主な町民利用施設の令和2年度の利用状況は次のとおりです。

年間の利用者人数、各施設の維持管理費、使用料等から町民1人当たりにかかる費用・収入を算出しました。いずれの施設においても、収入より費用が上回っています。

■公共施設の利用状況

種 別	施設名	利用者 人数 (人)	維持 管理費 (千円)	町民1人 当たりの 維持管理費 (円)	使用料等 (千円)	町民1人 当たりの 使用料等 (円)	町民1人当たりの 維持管理費と 使用料等の差額 (円)
福祉関連 施設	老人福祉 センター	22,465	12,576	560	212	9	△551
	デイサービス センター	3,099	5,340	1,723	2,929	945	△778
産業関連 施設	ガイドセンター たら丸館	72,862	4,958	68	58	1	△67
	地場産業 サポートセンター	9,651	5,968	618	1,273	132	△486
社会教育 施設	郷土館	2,143	1,758	820	356	166	△654
	木田金次郎 美術館	7,759	10,761	1,387	1,569	202	△1,185
	岩内地方 文化センター	17,561	51,025	2,906	1,531	87	△2,819
体育施設	パークゴルフ場	7,835	4,584	585	2,414	308	△277
	町民プール	1,267	7,215	5,695	129	102	△5,593
	町民体育館	19,203	8,586	447	257	13	△434
公園 (公園内建物)	リゾートパーク オートキャンプ場	9,064	18,608	2,053	15,823	1,746	△307
集会所等	地域交流センター	11,434	12,556	1,098	1,123	98	△1,000
	働く婦人の家	4,501	4,480	995	133	30	△965
その他の 施設	霊苑	223	5,770	25,874	2,242	10,054	△15,820

（８）過去に行った対策の実績

本計画の策定以降に行った主な対策は次のとおりです。

これまでの対策などにより、令和２年度末の公共施設の総延床面積は、本計画策定時の平成２８年度と比較して６．２％減少しています。

	平成 28 年度	令和 2 年度
延床面積	164,858 ㎡	154,599 ㎡
増減面積	（基準値）	△10,259 ㎡
増 減 率	－	△6.2%

①老朽化による建物の除却

年 度	施 設 名
平成 29 年度	教員住宅(野束地区)・島野B団地・島野D団地
平成 30 年度	東相生団地
令和 元 年度	木造住宅(野束地区)・東相生団地
令和 2 年度	みどりが丘集会所・相生集会所 みどりヶ丘団地・東相生団地

②大規模改修工事等の実施による長寿命化

年 度	施 設 名	工事内容
平成 29 年度	岩内地方文化センター	外壁等改修工事
平成 30 年度	岩内地方文化センター	屋上防水等改修工事
令和 元 年度	霊苑	大規模改修工事
令和 2 年度	木田金次郎美術館	大規模改修工事

③公共施設等適正管理推進事業債の活用

年 度	活用事業名
平成 29 年度	除却事業(教員住宅)
令和 元 年度	長寿命化事業(道路)
令和 2 年度	長寿命化事業(道路) 長寿命化事業(都市公園施設)

④用途廃止となった公共施設（建築物）の売却

年 度	施設名	備 考
平成 29 年度	教員住宅(宮園地区)	一般競争入札による
平成 30 年度	教員住宅(栄地区)	一般競争入札による

2 人口の見通し

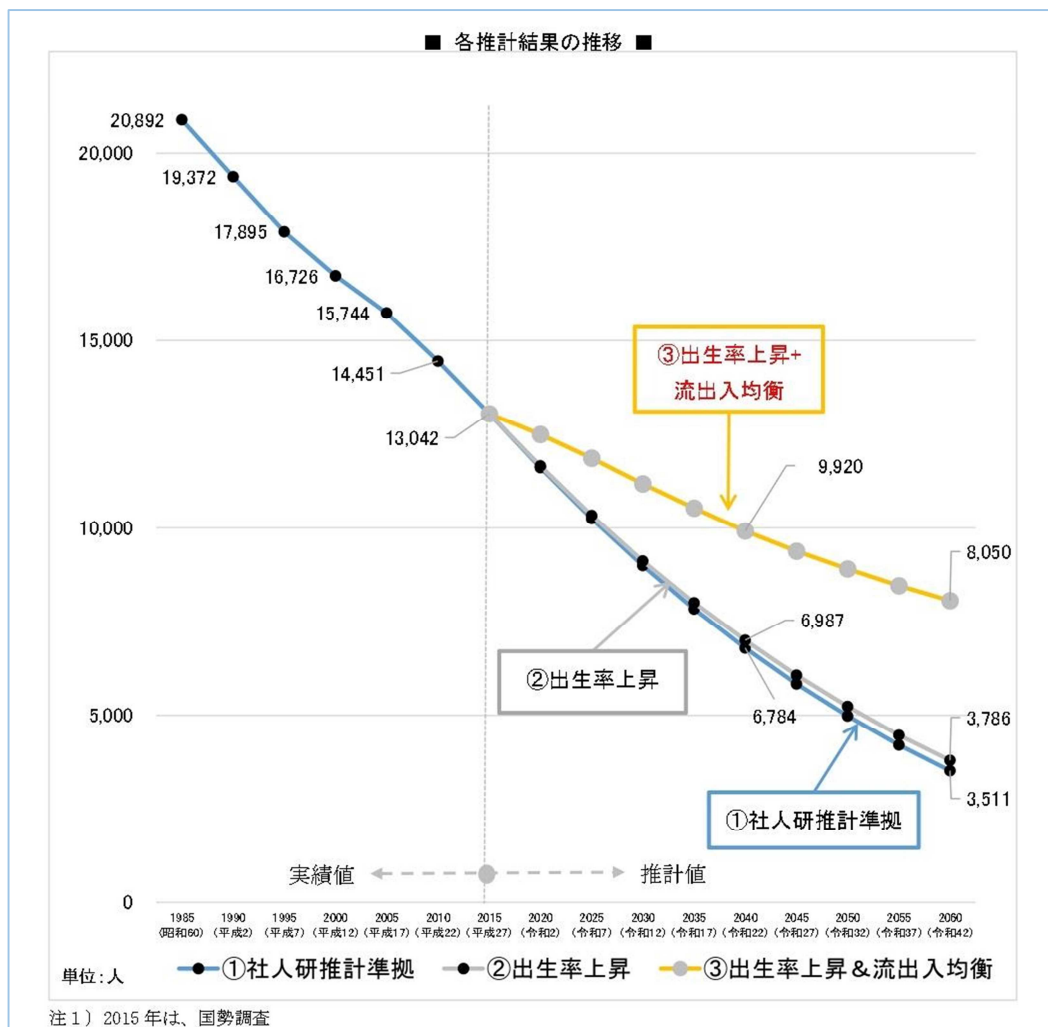
本町の人口推計をみると、推計の基準年度となる2015年（平成27年）の人口は13,042人であり、「①社人研推計準拠」においては、2040年（令和22年）には6,784人、2060年（令和42年）には3,511人となり、2015年対比ではそれぞれ52.0%、26.9%となります。

この「①社人研推計準拠」では合計特殊出生率を1.59（本町の実績値）と設定していますが、これを北海道の推計と同様に2030年（令和12年）の合計特殊出生率を1.80、2040年を2.07と設定したのが「②出生率上昇」であり、この場合2040年には6,987人、2060年には3,786人となり、2015年対比ではそれぞれ53.6%、29.0%となります。

「③出生率上昇＋流出入均衡」は、「②出生率上昇」を基に、現状では人口流出が多く推移している中、2040年の段階で「本町全体の流出入が均衡する」として推計したもので、2040年には9,920人、2060年には8,050人となり、2015年対比ではそれぞれ76.1%、61.7%となります。

■人口推計

（単位：人）



※人口推計：第2期岩内町人口ビジョンより

3 財政の状況

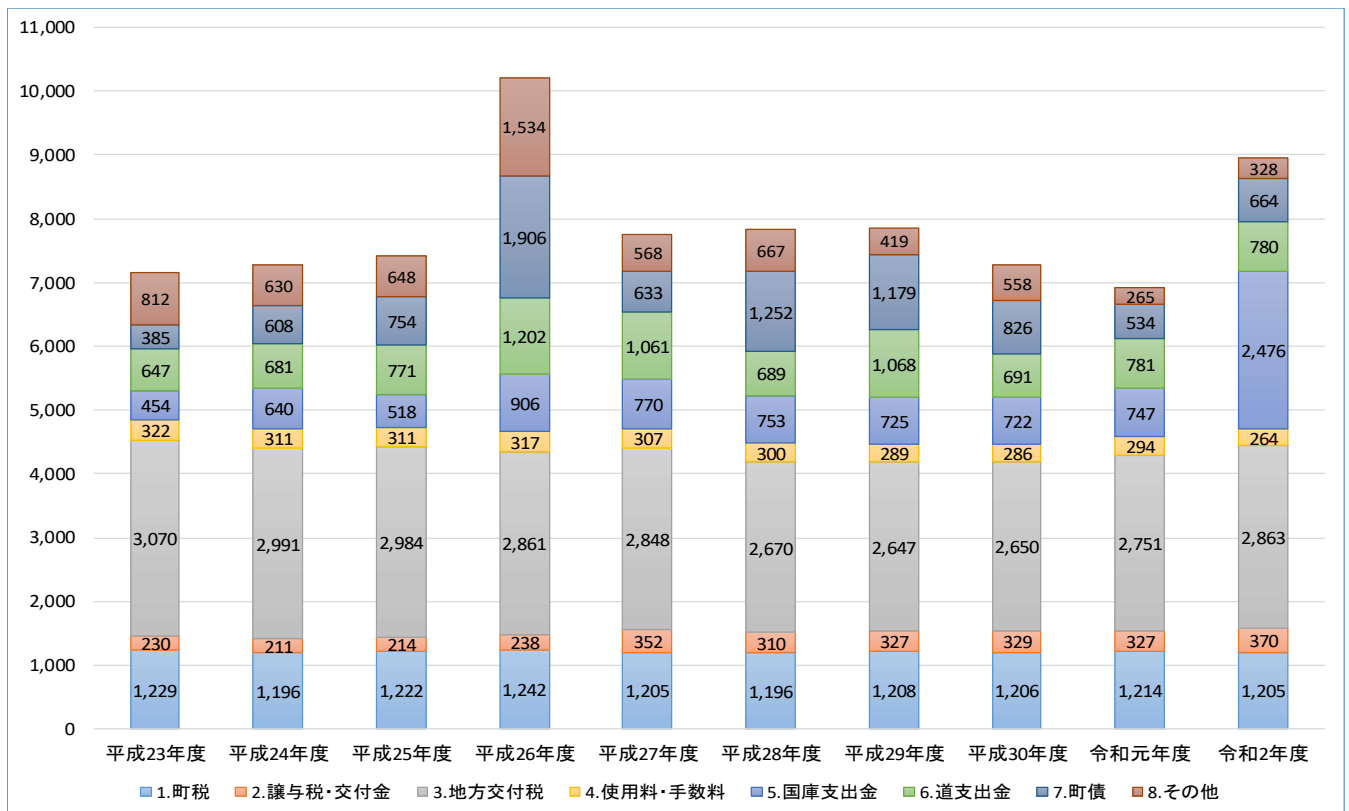
普通会計の歳入の推移をみると、根幹となる町税が人口減少や社会情勢の影響を受けて伸び悩んでいる中、歳入の大部分を占める地方交付税も、今後の増加を見込めない状況です。公共施設の建設や改修費用に充てるための町債の借入は、歳入歳出のバランスや後年度の負担などを考慮し、計画的に行っています。

一方、普通会計の歳出の推移をみると、人件費は職員の年齢構成の影響等により減少傾向にあり、公債費も新規借入の抑制により減少傾向にある一方、扶助費や物件費は増加傾向にあります。普通建設事業については、平成26年度は役場庁舎建設等のため一時的に多額となりましたが、事業の優先度や各年度間のバランスを考慮し計画的に行っています。

自主財源が減少している中、経費節減を図っているものの、扶助費等の増加の影響により歳出を圧縮しきれない状況であり、財政状況の大きな改善は見込めない状況です。

■ 普通会計の歳入の推移

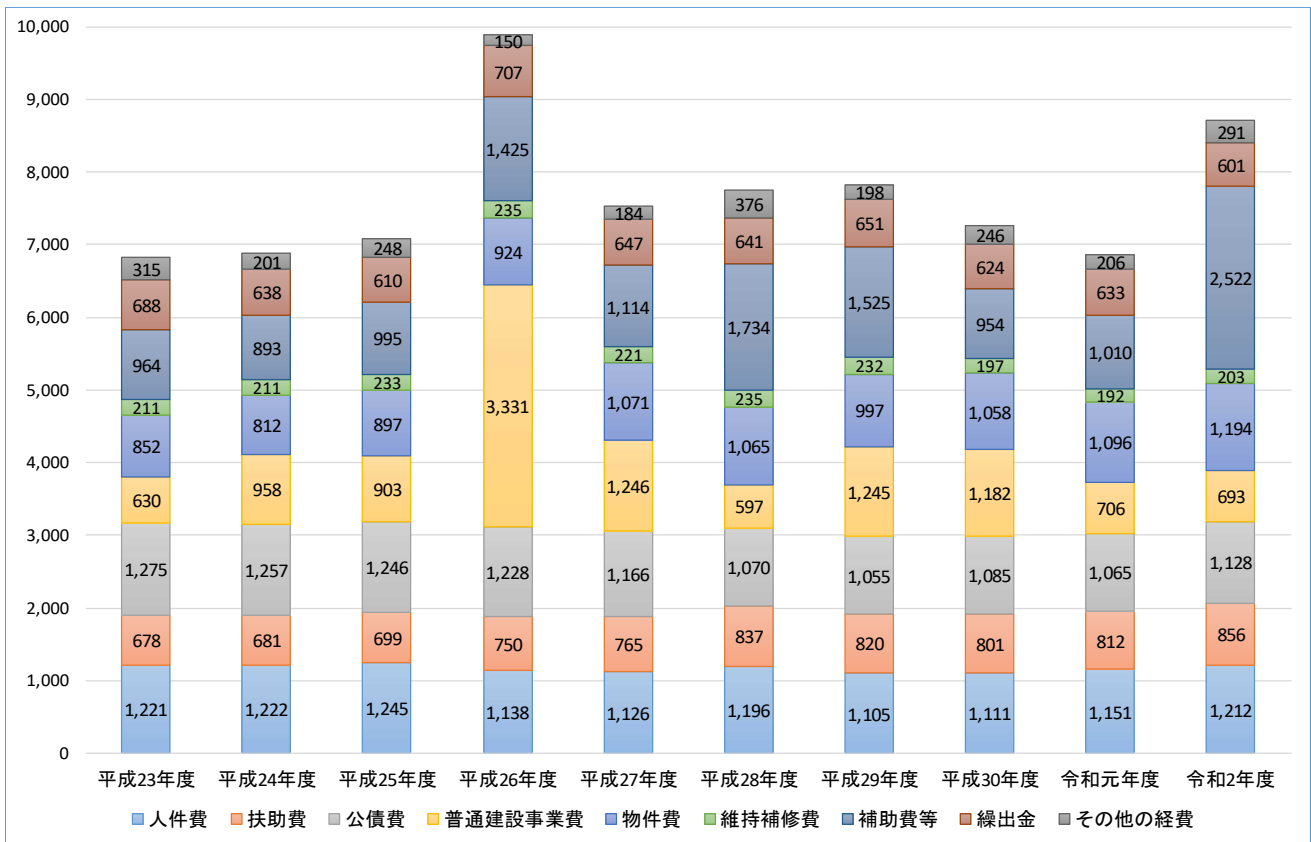
(単位：百万円)



※各年度決算状況調査（普通会計）より集計

■ 普通会計の歳出の推移

(単位：百万円)



※各年度決算状況調査（普通会計）より集計

4 公共施設等に係る経費の見込み

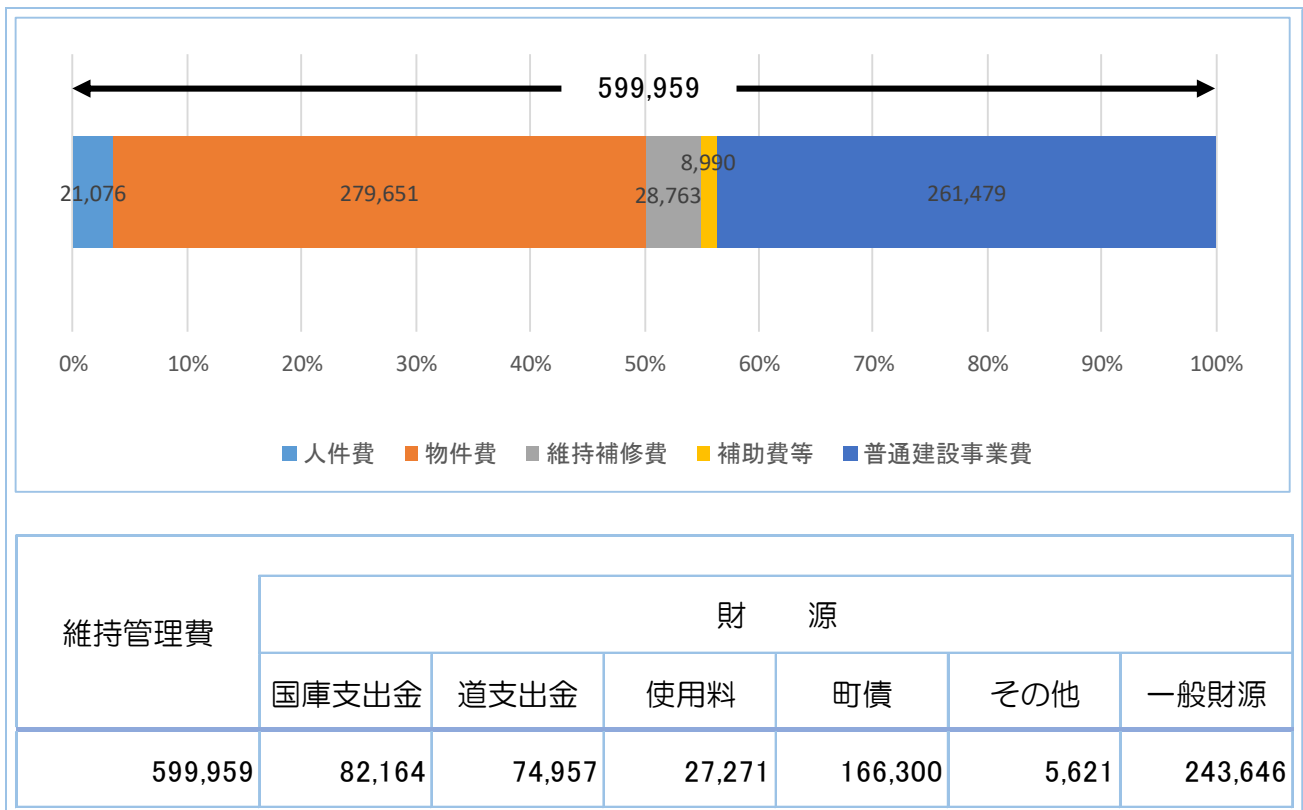
(1) 維持管理費の現状と総量縮減による節減効果

公共施設全体の維持管理費は、令和2年度では約6億円となっており、その経費に対する財源として国や道からの補助金、使用料等を除いた一般財源は約2.4億円となっています。

公共施設の総量を仮に10%縮減した場合、維持管理費についてもその10%に相当する額が節減できる見込みとなりますので、約2,400万円の一般財源が節減でき、他の事業や基金の積立等に活用できることとなります。

■公共施設の維持管理費の現状

(単位：千円)



※令和2年度普通会計決算状況調査等により集計

(2) 投資的経費の推移

直近 10 年間ににおける公共施設等の投資的経費は次のとおりとなっています。

期間中の投資的経費を平均すると、公共施設は役場庁舎等を建設したことにより多額となっている平成 26 年度を除いた 9 年間の平均では約 3.8 億円となっており、インフラ施設では約 2.0 億円、上水道は約 1.9 億円、下水道は約 4.1 億円、全体では約 11.9 億円となっています。

■公共施設等の直近 10 年間ににおける投資的経費

(単位：百万円)

項 目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
公共施設	240	577	520	2,731	548	99
インフラ施設	171	71	118	129	282	322
上水道	278	292	109	135	184	182
下水道	645	327	482	431	288	366
計	1,334	1,267	1,229	3,426	1,302	969

項 目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	※平均
公共施設	730	371	136	261	387
インフラ施設	219	217	320	169	202
上水道	160	150	262	173	193
下水道	290	419	665	218	413
計	1,399	1,157	1,383	820	1,195

※公共施設及びインフラ施設は各年度地方公会計財務諸表より集計

上水道及び下水道は決算状況調査より集計

※平均 公共施設は平成 26 年度を除く 9 年間の平均

インフラ施設及び上水道、下水道は 10 年間の平均

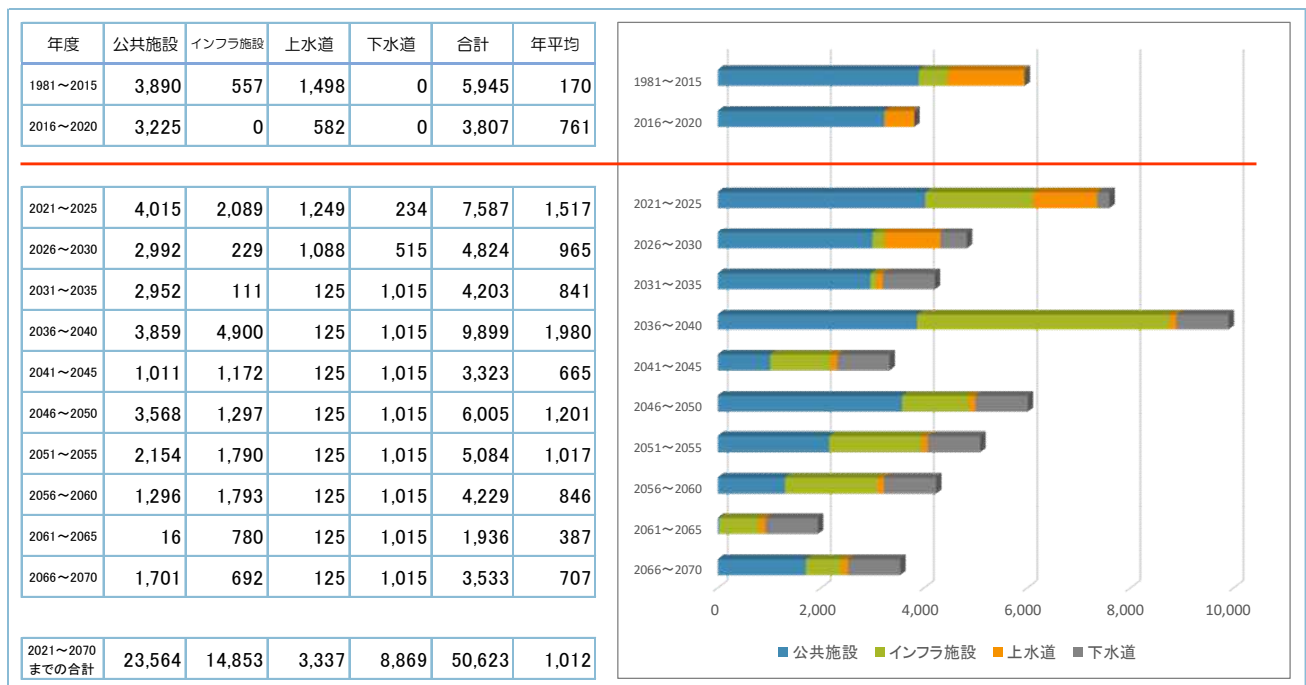
(3) 更新費用の推計

公共施設等をこのまま全て保有することを前提として耐用年数経過後に同じ規模で更新すると仮定した場合、今後 50 年間ににおける更新費用は、公共施設は約 237 億円、インフラ施設は約 149 億円、上水道は約 33 億円、下水道は約 89 億円となり、公共施設等全体では約 508 億円、年平均約 10 億円となります。

更新までの間に改修や修繕が必要となる施設も想定されることから、これまで以上に維持管理費や投資的経費が増加することが見込まれます。さらに、建て替えに伴う古い施設の除却費用や、立て替え後も維持管理費が必要となります。

■ 公共施設等の更新費用の推計

(単位：百万円)



※公共施設及びインフラ施設は固定資産台帳より集計

上水道及び下水道は上下水道台帳等より集計

（４）人口減少を考慮した将来負担額の推計

「（３）更新費用の推計」で算出した将来の更新費用について、推計人口に基づいた町民１人当たりの将来負担額を推計しました。

年度により更新費用の増減はあるものの、2025年（令和７年）の将来負担額は約13万円ですが、更新費用が最も多くなることが見込まれる2036年から2040年の間での年平均更新費用は1,980百万円となり、2040年（令和22年）の将来負担額は約20万円と2025年の約1.5倍に増加することになります。

このように、人口減少が進み町民１人当たりの負担額が増加することが見込まれる中で、このまま全ての公共施設等を更新していくことは明らかに不可能であり、更新時期の分散化、あるいは管理手法の見直しが必要となります。同時に、将来を見据えた適正な施設規模についても検討する必要があります。

■人口減少を考慮した将来負担額の推計

（単位：人、円）

	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)
推計人口	11,852	11,174	10,526	9,920	9,374
年平均更新費用	1,517 百万	965 百万	841 百万	1,980 百万	665 百万
町民１人当たり将来負担額	127,995	86,361	79,897	199,597	70,941

※推計人口：第２期岩内町人口ビジョン（出生率上昇＋流出入均衡による推計）より

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

計画期間は、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間とし、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化などの状況の変化に応じて適宜見直しを行っていくこととします。

2 取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等のマネジメントにあたっては、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、公共施設等の現状と課題を総合的に把握し、施設の基礎情報や更新・改修に関する情報、固定資産台帳・財産台帳などを一元管理して共有することで、効率的な維持、更新等の管理を実施できるよう推進体制を構築します。

3 現状や課題に関する基本認識

（１）人口推移の見通し

本町の人口は、1975 年（昭和 50 年）の 25,823 人（国勢調査）をピークに減少に転じており、2015 年（平成 27 年）では 13,042 人（国勢調査）まで減少しています。

岩内町人口ビジョンによると人口減少は今後も続くことが予想されており、出生率上昇と流出入均衡を想定した推計においても、2040 年（令和 22 年）には 9,920 人、2060 年（令和 42 年）には 8,050 人まで減少するものとしています。

年齢別の人口推移では、若年層（0～14 歳）や生産年齢人口（15～64 歳）が減少傾向にあることから、人口構成の変化による公共施設のニーズや利用形態の変化が想定されます。

このことから、状況の変化に合わせた既存施設の活用方法の見直しや施設規模の検討を行い、町民ニーズに対応する必要があります。

（２）公共施設の老朽化

本町の公共施設の建築状況を年度別に延床面積で見ると、学校や公営住宅を中心に昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて整備された施設が多く、既に耐用年数を迎えているものは 26.2%、10 年以内に耐用年数を迎えるものは 20.2%となっています。

また、旧耐震基準の適用時期に建築された施設のうち、学校などでは耐震化が完了しているものの、現在使用している施設の一部で耐震化が未実施なものもあります。

そのため施設の老朽化や耐震基準への対策は、施設機能維持の観点から喫緊の課題であり、それら施設については、施設の必要性を含めて今後のあり方を検討していく必要があります。

（３）公共施設の保有状況

本町の公共施設の総延床面積は、154,599 ㎡となっており、そのうち公営住宅が 56.9%を占めるなど、特定の分類に偏りがあります。

また、町民 1 人当たりの延床面積は 13.3 ㎡と年々増加傾向にあり、人口減少とともに施設利用の需要が減少し、人口に対して過大な状況となることが見込まれることから、施設規模や必要な機能の見直しを行い、施設総量の適正化を進める必要があります。

（４）財政の見通し

生産年齢人口の減少などに伴って町税収入は減少する一方、扶助費や物件費が増加することが見込まれ、公共施設等への投資的経費に対する財源が不足することが予想されます。

一方で老朽化した公共施設等の更新・改修にかかるコストは増加することが見込まれ、保有する全ての施設を維持するための更新費等を確保することは困難となることから、施設全体の状況から総合的に判断した上で優先順位をつけ、施設の複合化や統廃合の視点も持ちながら、持続可能な規模となるように検討を行う必要があります。

4 公共施設の管理の数値目標

今後も人口減少が見込まれる中で、現在保有する施設を将来も同規模で保持した場合、町民1人当たりが負担する公共施設の維持管理費や更新費は現在以上に増加することになります。

負担額をこれ以上増やさないためには、維持管理費の縮減・効率化だけでなく、人口に見合った施設総量とする必要があります。

効率的かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設等のマネジメントを推進するための指標として、計画期間における公共施設総量の縮減に関する数値目標を設定することとします。

(1) 人口の減少

本町の将来人口は、出生率上昇と流出入均衡を想定した推計では、2040年（令和22年）には9,920人とされています。これは、2020年（令和2年）の11,648人（国勢調査）に対して14.8%減少することとなります。

(2) 公共施設の減少

公共施設の総延床面積は、本計画策定時の2015年度（平成27年度）には167,076㎡ありましたが、5年後の本計画改訂時には2020年度（令和2年度）154,599㎡となっており、7.5%減少しています。

(3) 公共施設保有量の縮減目標

公共施設総量の縮減目標は、本計画の計画期間終了時の2025年度（令和7年度）における公共施設の総延床面積として設定することとします。

施設総量は人口に見合ったものとする必要があることから、人口の減少率を基に設定することとし、2020年から2040年の20年間の減少率は14.8%であることから、2025年（令和7年）までの減少率を均等に割って算出すると、 $14.8\% \div 4$ （20年 $\div$ 5年） $= 3.7\%$ となります。

これにより、計画期間終了時の2025年度（令和7年度）の公共施設総延床面積の目標縮減率を $\Delta 3.7\%$ とし、公共施設総延床面積の数値目標は148,879㎡とします。

※人口ビジョンの2025年の推計人口は11,852人で2020年の国勢調査11,648人と逆転していることから2025年の数値は用いらず、2040年の推計人口を用いて2025年までの減少率を算出しています

数値目標	
2025年度（令和7年度）の 公共施設総延床面積	148,879 ㎡

2015年度（計画策定時）からの縮減
△18,197 ㎡ 縮減率 △10.9%

5 公共施設等の管理に関する基本方針

(1) 公共施設の基本方針

①施設総量の適正化と運営の効率化

人口減少や人口構造の変化、町民ニーズや社会情勢の変化に対応した施設総量やサービスの規模の適正化を行うとともに、運営の効率化を行うことで、更新費や維持管理費の縮減を図り、施設を最大限に有効活用します。

②長寿命化

建築から一定期間を経過した公共施設は適宜点検・診断を行い、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストを縮減します。

また、建築から30年を超える施設で長期の活用が見込まれない場合は、廃止を基本とします。

※ライフサイクルコスト

建物の設計費、建設費等の初期投資（イニシャルコスト）と修繕・改修費、
運営費等の管理運営費（ランニングコスト）及び解体処分費を合わせた
建物の生涯に必要な総費用

③新設・更新

新規の施設整備や更新については、必要な施設に限り最小限で行うこととし、施設の集約化や複合化等、効率的かつ効果的な方法を検討します。

(2) インフラ施設の基本方針

①施設総量の適正化

人口減少や人口構造の変化、町民ニーズや社会情勢の変化に対応し、施設の利用状況に応じて廃止・縮小を進め、更新費や維持管理費の縮減を図ります。

②長寿命化

構造物の状態を客観的に把握・評価して予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストを縮減します。

また、役割や機能、利用状況などに合わせて補修の実施時期や最適な対策方法を決定するとともに、改修・更新にあたっては、優先順位を考慮しながら適正な維持管理に努めます。

6 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

（１）点検・診断等の実施方針

施設の損傷や経年劣化による破損等は未然防止や軽微な段階での早期発見が重要なことから、予防保全的な視点に立って日常点検や定期・臨時点検を適時実施します。

また、点検・診断結果の情報の蓄積を行い、全庁的に共有することで、問題がある箇所の優先順位を明確にし、対応方法の検討などに活用します。

公営住宅やインフラ施設については、長寿命化計画等の各個別施設計画に基づき、定期点検等を確実に実施します。

（２）維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の重要度や点検・診断結果を踏まえて優先順位を検討し、更新・改修を適切な時期に取り組み、予防保全型の維持管理を推進することにより、維持管理費の縮減・平準化を図ります。

（３）安全確保の実施方針

点検・診断等により施設の状況を的確に把握し、適正な維持管理を行うことで、安全性の確保に努めます。その中で、特に危険性が高いと認められた施設については、施設利用者の安全確保を最優先したうえで利用状況や優先度を踏まえて、計画的に修繕等を実施します。

今後、維持していくことが難しい施設については、早期に用途廃止の措置を行い、損害の拡大防止に努めるほか、周辺環境や治安に悪影響を与えないよう、取り壊しを推進し、安全の確保に努めます。

（４）耐震化の実施方針

旧耐震基準の施設のうち耐震化が未実施の施設については、利用頻度の高い施設や災害時の避難所指定施設を優先して、構造物の耐震性のほか、非構造部分の安全性（耐震性）についても十分な検討を行い、施設利用者の安全確保と災害時の機能発揮を図るため、計画的に耐震化の措置を講じます。

（５）長寿命化の実施方針

今後保持していく必要がある公共施設については、点検・診断結果の情報を活用し、予防保全型の維持管理を推進することにより、施設の長寿命化を図ります。

また、今後、改修を必要とする施設については、長寿命化対策を改修工事に併せて実施するなど、ライフサイクルコストの縮減を検討します。

公営住宅やインフラ施設については、長寿命化計画等の各個別計画に基づき、長寿命化を推進します。

（６）ユニバーサルデザイン化の推進方針

障がいのある方や高齢者、妊婦、子ども連れの方等誰もが安全・安心で快適に利用できる施設とするために、施設の改修や更新を行う際には、ユニバーサルデザイン化を推進します。

（７）統合や廃止の推進方針

将来の公共施設のあり方を検討する中で、利用状況や老朽化率等を踏まえ、施設の統合や用途廃止も含めて総合的にシミュレーションし、将来を見据えた公共施設の有効利用を図るための再編を進めます。

施設の更新や新設については、現状と比較して同規模以下、必要最小限の規模とし、他の施設との複合化についても検討することにより、維持管理費の抑制と全体的な総量の適正化に努めます。

人口減少や少子高齢化による人口構成の変化など、地域のニーズと乖離している場合や老朽化等により良質なサービスを提供できない施設で、代替施設がある場合は用途廃止を検討します。

民間と競合している施設や実質的な管理運営を民間が行っている施設など、当該施設のサービスが民間で提供が可能な場合は、民間への代替について検討を進めます。

近隣町村の施設の活用など、広域連携によるサービス提供の検討を進めます。

（８）保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

既存の未利用施設や公共施設の統合や廃止により生じた遊休施設については、他の公共施設への転用や民間への貸付、売却の検討を進めます。

また、老朽化等により利活用や売却が難しいと判断した施設は、安全面や景観上に問題がある施設を優先して取り壊しに向けた検討を進めます。

（９）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等のマネジメントを進めるうえでは、将来にわたる財源の推移や施設全体の状況から総合的に判断して優先順位をつけ、長期的な視点で整備や更新・改修を計画的に実施していく必要があることから、各施設の所管課と財政部局が連携して情報共有を行うことにより、中長期財政見通しや公共施設等の状況を総合的に判断して計画的に進めます。

（１０）ＰＰＰ／ＰＦＩ活用の実施方針

ＰＰＰやＰＦＩなど、民間活力の積極的な活用を図り、質の高いサービスの提供や財政負担の軽減を目指します。

※ＰＰＰ（パブリック・プライベート・パートナーシップ）

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの

※ＰＦＩ（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法

7 フォローアップの実施方針

(1) PDCA サイクルの推進方針

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルの考え方に基づき計画の随時見直しと充実に努めます。

※PDCAサイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること

(2) 町民との情報共有と協働体制の構築

公共施設等のマネジメントにあたっては、町民が利用する公共施設等の規模縮小や廃止も視野に入れた検討を伴うことから、町民の理解や情報共有が不可欠です。

そのため、議会に対する情報提供や町のホームページ等を活用した情報発信を行って町全体での認識の共有を図り、町民からの意見や要望を取り入れながら、公共施設等のあり方について協働による検討を進めます。

8 地方公会計の活用

公共施設等のマネジメントの実効性を高めていくためには、施設の状況やコストを正確に把握することが重要です。このため、固定資産台帳を活用して保有する公共施設等のコスト構造を把握しながら、総合的に公共施設等のマネジメントに取り組みます。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 公共施設に関する基本方針

①庁舎等

長寿命化を図ることを前提に、予防保全を踏まえながら、安全点検結果による事前の修繕等の対応を行います。

②福祉関連施設

法定・日常点検の適切な実施により施設の劣化・故障を早期に発見し、構造躯体に与える影響の度合いや、施設利用の安全性の観点により、適切な対応を行います。

③子育て支援施設

東山保育所と中央保育所の統合を決定し、東山地区において新保育所の整備を進めています。
新たな保育所への移転後に用途廃止となる2施設については、他の公共施設への転用や民間への貸付・売却などの検討を進めます。

④産業関連施設

通常時の状態と異なる現象が生じていないか等、日常点検の中で確認を行い、その結果を踏まえ、適時適切な補修・更新等を行っていくことを基本とし、長寿命化を図ります。

⑤公営住宅

「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、用途廃止予定施設からの住替による集約化と活用予定施設の長寿命化を積極的に進め、トータルコストの縮減を図ります。

長寿命化事業や用途廃止施設の除却事業については、長期的な見通しを立てて計画的に行い、年度間の財政的な負担の平準化を図りながら実施します。

＜長寿命化計画等の個別施設計画＞

岩内町公営住宅等長寿命化計画(平成 24 年度策定)

⑥学校

施設一体型義務教育学校の導入を決定し、地域交流センターと町民体育館の敷地において、既存施設のリノベーションや増築による整備を進めています。

新たな学校への移転後に用途廃止となる4施設については、他の公共施設への転用や民間への貸付・売却などの検討を進めます。

⑦教員住宅

学校規模の状況、児童・生徒数減少の動向などにより、教職員の配置も大きく変わるため、保全の考え方により、計画的に修繕等を実施します。

施設の更新にあたっては、民間事業者の活用も視野に入れながら、効率的な維持管理に努めます。

⑧社会教育施設

現況調査を行い、施設の劣化状況を把握した中で、修繕方法や実施時期を検討し、計画的に修繕・更新するよう長寿命化を図り、施設設備の安全確保に努めます。

⑨ 体育施設

現況調査を行い、施設の劣化状況を把握した中で、修繕方法や実施時期を検討し、計画的かつ効果的に修繕しながら長寿命化を図り、施設設備の安全確保にも努めます。

また、施設の更新にあたっては集約化・複合化なども視野に入れながら施設の維持管理に努めます。

町民体育館については、義務教育学校の整備に伴う用途廃止や改修を進めます。

⑩ 公園（公園内建物）

現況調査を行い、施設の劣化状況を把握した中で、修繕方法や実施時期を検討し、計画的に修繕・更新するよう長寿命化を図り、施設設備の安全確保に努めます。

⑪ 集会所等

予防保全的な維持管理や修繕を実施し、ライフサイクルコストの縮減に努めるとともに、老朽化した施設の更新や大規模改修等の検討にあたっては、利用者数を適切に踏まえた規模にすることや他の機能との複合化などを検討し、地域コミュニティ活性化の拠点施設としての有効活用を進めます。

また、地域の町内会等と協議を行いながら、より望ましい管理体制や管理方法の検討を進めます。

地域交流センターについては、義務教育学校の整備に伴う用途廃止や改修を進めます。

⑫ その他の施設

その他の施設は、集約化や老朽化等により用途廃止した施設が約 8 割となっています。

それら施設の中には保管庫として使用している施設もあることから、今後の保管施設のあり方や集約化を検討したうえで、安全面や景観上に問題がある施設を優先して取り壊しに向けた検討を進めます。

2 インフラ施設に関する基本方針

①道路

「道路附属物個別施設計画」等の個別施設計画や道路ストック点検、道路防災総点検等の各種計画及び点検に基づき、舗装、照明柱等は経年的な劣化に基づく適切な更新年数を設定し、更新することを検討します。

施設の重要度や健全度等から優先順位を決め、計画的に修繕・更新等を実施します。

<長寿命化計画等の個別施設計画>

岩内町道路附属物個別施設計画(平成 29 年度策定)

岩内町舗装個別施設計画(平成 30 年度策定)

岩内町側溝個別施設計画(平成 30 年度策定)

岩内町排水施設個別施設計画(令和 3 年度策定)

②橋梁

「橋梁長寿命化修繕計画」や橋梁点検結果を基に修繕方法や実施時期を検討し、計画的かつ効果的にトータルコストの縮減を図るよう、維持管理に努めます。

<長寿命化計画等の個別施設計画>

岩内町橋梁長寿命化修繕計画(平成 24 年度策定)

③公園（公園内遊具等工作物）

「公園施設長寿命化計画」に基づき、毎年度安全点検により安全確保に努め、事故につながることはないよう老朽化対策や長寿命化などの適切な措置を講じます。

<長寿命化計画等の個別施設計画>

岩内町公園施設長寿命化計画(平成 23 年度策定)

④河川

護岸等は点検結果により、施設の重要度や健全度等から優先順位を決め、計画的に修繕・更新等を実施します。

⑤港湾

維持管理計画書に基づき、施設毎に定められた時期に安全点検により安全確保に努め、事故につながるような老朽化対策や長寿命化などの適切な措置を講じます。

⑥海岸

「海岸保全施設長寿命化計画」に基づき、予防保全を前提とした計画的な点検や修繕を実施し、海岸保全施設の防護機能の長寿命化を図ります。

＜長寿命化計画等の個別施設計画＞

岩内町海岸保全施設長寿命化計画(平成 29 年度策定)

⑦上水道・下水道

定期的な点検により施設の破損状況や劣化状況等を把握し、優先順位を考慮しながら、予防保全を前提とした計画的な修繕を実施し、長寿命化を図ります。

＜長寿命化計画等の個別施設計画＞

重要給水施設配水管老朽・耐震改修計画(平成 27 年度策定)

岩内町下水道ストックマネジメント計画(令和 2 年度策定)

岩内町公共施設等総合管理計画

平成 28 年 12 月発行

平成 30 年 4 月改訂

令和 4 年 3 月改訂

岩内町経営企画部企画財政課

岩内郡岩内町字高台 1 3 4 番地 1

TEL 0135-62-1011

FAX 0135-62-3465